

広告、掲載しませんか

広報にしわき・市ホームページ



財源の確保と地域経済の活性化などを目的に、広報にしわきと市ホームページに有料広告を掲載しています。掲載の申請については随時受け付けています。掲載には規定などに基づいた審査があります。

◆提出書類

- ・ 広告掲載申込書
- ・ 事業内容が分かる書類

※資格や免許が必要な業種については、資格を証明する書面や免許証の写しなども必要です。

◆掲載枠・掲載料（いずれも1号・カ月当たり）

◇広報にしわき

- ・ 1段枠（縦4.5cm × 横18.1cm）= 25,000円
- ・ 1/2枠（縦4.5cm × 横9cm）= 14,000円
- ・ 1/3枠（縦4.5cm × 横5.5cm）= 10,000円

◇市ホームページ

- ・ 1枠（縦60ピクセル × 横150ピクセル）= 10,000円

◆その他

- ・ 掲載は先着順です。申し込み多数の場合、広報にしわきへの掲載は市内の事業者を優先します。
- ・ 広報にしわきへの掲載の申込締切は、掲載を希望する広報発行日の30日前です。
- ・ 6ヵ月以上継続して掲載すると、掲載料が5パーセント割り引かれます。
- ・ 審査の結果によって掲載できない場合があります。

◆申込み・問合せ 秘書広報課（市役所内線333）



▲(左)広報にしわきへの掲載 (右)市ホームページへの掲載

いよいよ夏本番 熱中症にご注意！

気象庁は、今年の夏は全国的に暑くなるとの予報を発表しました。特に8月は晴れの日が多くなり、厳しい暑さが続く可能性があるとしています。

外出自粛が続き、体が暑さに慣れていないため、熱中症への注意が必要です。

◆問合せ 健康課（市役所内線 354）

熱中症にならないためのポイント

①暑さを避けよう

エアコンを利用する時は、設定温度を確認しつつ、換気扇や窓の開放により、こまめに換気しましょう。



②適宜マスクを外そう

気温や湿度の高い中でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるため、注意が必要です。屋外で人と十分な距離（2メートル以上）が確保できるときは、マスクを外しましょう。



③こまめに水分補給をしよう

のどが渇く前に、こまめに水分を補給しましょう（目安は一日当たり1.2リットル）。



④日頃から健康管理をしよう

日頃から体温測定や健康チェックをしましょう。体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養しましょう。



⑤暑さに備えた体づくりをしよう

水分補給を忘れずに、無理のない範囲で適度な運動をしましょう。



防災行政無線設備が変わります

9月から順次、デジタル方式へ更新

デジタル方式の戸別受信機（左）と現在のアナログ方式の戸別受信機▶



防災行政無線の役割

西脇市では全ての家庭に、防災行政無線の戸別受信機を貸し出すとともに、屋外スピーカーを設置し、緊急時や災害時に防災情報をお知らせしています。また、国の全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動させ、国からの緊急情報を瞬時に放送できるようにしています。

◆デジタル方式の設備へ
現在の防災行政無線設備は、

更新作業日程

西脇地区 9月7日（月）～11月19日（木）

津万地区、日野地区 9月7日（月）～11月16日（月）

重春地区 9月7日（月）～11月26日（木）

野村地区 9月1日（火）～11月12日（木）

比延地区 9月7日（月）～11月30日（月）

芳田地区 9月7日（月）～12月7日（月）

黒田庄地区 9月14日（月）～12月28日（月）

※進ちょくや新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更する場合があります。

家庭用の戸別受信機も更新

平成15年から20年ごろにかけて設置したもので、老朽化が進んでいます。また、無線通信規則が改正され、現在のアナログ方式の機器が使用できなくなることから、デジタル方式のものへ更新します。

◆今後の作業予定

作業については、左表のとおり予定しています。詳しくは防災行政無線や市ホームページなどでお知らせします。不在のときは、業者が郵便受けに「不在連絡票」を投かんじます。記載された連絡先へ希望日時を伝えてください。期間外であっても日程を調整しますので、ご相談ください。屋外スピーカーについても順次、更新作業を進めます。近隣の皆さんにはご迷惑をお

委託業者を装った詐欺に注意！

委託業者は、「日本無線株式会社」です。更新作業で訪問する作業員は、必ず身分証明書と腕章を身につけています = 写真。



戸別受信機の更新とアンテナ設置にかかる基本的な工事の費用は、市が全額負担します。業者が代金を要求することはありません。不審なことがありましたら、下記へ連絡してください。

◆問合せ

防災安全課（市役所内線546）

新規設置を希望するときは

原則として一つの住居につき、戸別受信機1台を無料で貸し出しています（アパートやマンションは1室に1台）。複数台借りるときは、業者などが借りるときは、有料（1台当たり2万円）となります。ただし、例外的に無料で借りることができるときがありますので、左記へお問い合わせください。

◆問合せ

防災安全課（市役所内線546）

掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。